

平成25年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年9月17日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
企画課長	相浦勝美	住民課長	一ノ瀬清雄
保健福祉課長	堤正久	長寿社会課長	片渕敏久
生活環境課長	小野弘幸	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	土木管理課長	小川豊年
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	北川勝己	生涯学習課長	本山隆也
農業委員会事務局長	大串玲子	代表監査委員	吉村秋馬

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴 崎 俊 昭
議事係長	吉 岡 正 博
議事係書記	片 渕 英 昭

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	川 崎 一 平	2番	前 田 弘次郎
----	---------	----	---------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明、内容説明）

議案第48号から議案第53号までの決算関係	6件
議案第54号の事件議決関係	1件
議案第55号から議案第64号までの条例関係	10件
議案第65号から議案第70号までの補正予算関係	6件

日程第4 議案第54号 平成24年度（繰越）農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事請負契約について（討論・採決）

日程第5 報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第6 報告第12号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第7 報告第13号 只江川スポーツパークに関する報告について

日程第8 報告第14号 債権の放棄について

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成25年第6回白石町議会9月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

報告一覧を皆様のお手元に配付しております。各報告書、資料については事務局、議員控室において閲覧に供しますので、その旨、御承知おきください。

また、要望書等受付簿兼処理状況簿及び監査委員からの例月出納検査の報告も配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告がっております。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席状況に対します執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりであります。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第112条の規定により、本日の会議録署名議員として、川崎一平議員、前田弘次郎議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る9月6日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、本日から9月30日までの14日間にしたいと存じますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から9月30日までの14日間に決定しました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されております。これは皆様のお手元に配付しております一覧表のとおりであります。議案第48号から議案第53号までの決算関係6件、議案第54号から議案第64号までの請負契約、条例関係11件、議案第65号から議案第70号までの補正予算6件、以上23件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

本日、平成25年第6回白石町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第48号「平成24年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「平成24年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「平成24年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「平成24年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第52号「平成24年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第53号「平成24年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、各会計決算についての認定議案でございます。概要について後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、議案第54号「平成24年度(繰越)農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事請負契約について」は、白石町議会の議決に付すべき契約に該当するため提案する

ものでございます。

次に、条例関係は、条例の制定が1件、一部改正が8件、条例廃止が1件でございます。

議案第55号「白石町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴うもの及び前納報奨金を平成26年度から廃止したいため改正するものであります。

議案第56号「白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、前納報奨金を平成26年度から廃止したいため改正するものであります。

議案第57号「白石町債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、白石町税条例の例により延滞金を徴収するため改正するものであります。

議案第58号「白石町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例を廃止する条例について」は、白石町債権の管理に関する条例に包括されるため廃止するものであります。

議案第59号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い改正するものであります。

議案第60号「白石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、国税の見直しに合わせ地方税に係る延滞金、還付賦課金の利率を引き下げるため改正するものであります。

議案第61号「白石町子ども・子育て会議条例の制定について」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき白石町子ども・子育て会議を設置するため制定するものであります。

議案第62号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」及び議案第63号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」は、白石町税条例の例により延滞金を徴収するため改正するものであります。

議案第64号「白石町特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、国税の見直しに合わせ地方税に係る延滞金、還付賦課金の利率を引き下げるため改正するものであります。

次に、議案第65号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第3号）」については、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,647万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ117億1,843万1,000円とするものであります。また、地方債の限度額の変更をいたしております。

議案第66号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ38億9,000万9,000円とするものであります。

議案第67号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ102万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億152万1,000円とするものであります。

議案第68号「平成25年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ635万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,025万5,000円とするものであります。

議案第69号「平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ86万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億1,123万円とするものであります。また、継続費の変更をいたしております。

議案第70号「平成25年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）」については、収益的支出を144万3,000円減額するものであります。

提案いたしました議案については以上のおおりでございます。

詳細については課長から説明をさせます。それぞれに十分に御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○白武 悟議長

次に、議案第48号から議案第52号までの決算認定についての説明を求めます。

○岩永信秀会計管理者

おはようございます。

平成24年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明いたします。

なお、決算書は自治法第233条第1項及び自治法施行令第166条により歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書といたします。まず最初に、白石町一般会計歳入歳出決算であります。3ページをお開きください。

3ページ、まず歳入合計です。決算書の3ページをお開きください。

歳入合計で予算現額136億8,757万7,000円、調定額131億3,060万6,029円、収入済額130億4,236万9,971円、不納欠損処分額359万1,474円、収入未済額8,464万4,584円で、予算に対する執行率は95.3%となりました。

6ページをお開きください。

6ページの歳出合計、支出済額126億5,395万5,851円で、翌年度繰越額が8億1,369万3,600円、不用額2億1,992万7,549円で、予算に対する執行率は98.4%となり、歳入歳出差し引き残額は2億7,303万4,170円となりました。

それでは、事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

7ページをお開きください。

7ページ、1款町税、町税の収入済額20億7,825万345円となり、歳入全体の16%に相当する額となっております。その内訳として、町民税9億899万2,445円、固定資産税9億2,929万204円、8ページをござんください、8ページ、軽自動車税7,316万2,794円、たばこ税が1億6,680万4,902円の決算額となっております。町税全体で前年度比4,235万9,568円の減額となっております。

なお、年度中に不納欠損処分を行い、町民税57万6,743円、固定資産税292万2,331円、軽自動車税9万2,400円、3税合計で359万1,474円の処分を行いました。この結果、収入未済額が7,330万4,620円となっております。

なお、昨年度より1,830万7,823円の減額となっております。

続きまして、2款、2款の地方譲与税であります。総額で1億5,211万210円となっており、前年度比1,059万6,989円の減額となりました。

次に、10ページ。10ページの6款地方消費税交付金が2億179万6,000円となり、前年度比112万円の減額となっております。

次に、11ページ。11ページの10款地方交付税は、収入済額56億1,857万9,000円となり、本町の歳入総額の43.1%を占めておりますが、前年度比1億3,051万9,000円の減額となっております。

次に、12ページ。12ページ、12款分担金及び負担金でございますが、収入済額1億4,607万6,963円で、前年度比2,155万4,249円の増額となっております。収入未済額は16万6,350円で、うち農業費分担金15万8,790円、民生費負担金7,500円となっております。

次に、13ページ。13ページに記載をいたしております13款使用料及び手数料、13款の使用料及び手数料でございますが、収入済額2億5,112万1,982円で、前年度比376万7,809円の増額となり、主なものにつきましては14ページ、14ページの民生使用料の児童福祉施設使用料1億3,601万4,885円、収入未済額322万5,520円で、不納欠損処分はございません。

続きまして、15ページ。15ページの土木使用料、土木使用料では住宅使用料4,037万5,960円、収入未済額148万1,300円となりました。

なお、不納欠損処分はございません。

次に、17ページ。17ページ、14款国庫支出金であります。収入済額13億108万6,234円となり、前年度比1億1,614万8,966円の増額となり、主なものにつきましては17ページ、17ページの民生費国庫負担金の児童福祉費負担金3億1,900万3,599円、19ページ、19ページの農林水産業国庫補助金の農林水産業補助金4億2,774万675円、土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金1億2,772万6,653円、住宅費補助金では1億5,136万8,000円の決算となりました。

続きまして、20ページ。20ページ、15款県支出金であります。収入済額10億4,106万7,293円となり、前年度比7億5,062万3,542円の減額となっております。主な減額の要因としては、食料自給率向上対策、産地再生緊急対策補助金の南有明カントリーの増改築工事の完了に伴うものであります。

20ページ、県支出金では、民生費県負担金、障がい者福祉負担金1億1,010万3,464円。

23ページ。23ページの県補助金、農林水産県補助金の農業振興費補助金8,666万6,804円。

24ページ。24ページの水産業費補助金1億9,950万6,450円。

続きまして、25ページ。25ページの土木費県補助金の住宅費補助金6,923万円があります。

次に、27ページ。27ページ、16款財産収入であります。収入済額1億1,943万4,932円、前年度比5,328万1,931円の増額となっております。増額の主な要因としては、「みのりのまち白石」の分譲住宅地13区画、8,892万2,000円の売却であります。

次に、29ページ。29ページ、17款寄附金につきましては、収入済額328万5,282円で、前年度比213万1,236円の減額となっております。

18款、18款の繰入金であります。収入済額4億9,816万9,135円で、前年度比3億9,081万7,831円の増額となりました。

続きまして、30ページ。30ページの基金繰入金では、減債基金繰入金の1億7,293万4,765円、31ページ、31ページの町営住宅基金繰入金で2億円が主なものであります。

次に、32ページ。32ページの19款繰越金であります。収入済額3億3,333万3,821円で、前年度比4,832万9,019円の増額となっております。

次に、20款諸収入であります。収入済額3億9,455万4,094円となり、主なものとしては34ページ、34ページの学校給食徴収金、現年度、過年度分として1億849万9,165円で、収入未済額634万8,294円となり、年度中の不納欠損処分はございません。

次に、40ページからの21款、40ページからの21款町債であります。決算額8億4,840万円で、前年度比1億3,440万円の増額となっております。

続きまして、42ページ。42ページの1款歳出でございます。議会費、1款議会費、支出済額1億3,714万6,957円で、前年度比1,436万2,670円の減額となっております。

続きまして、43ページ。43ページからの2款総務費であります。支出済額18億8,037万8,197円、前年度比5億1,527万8,318円の減額となっております。主な歳出といたしましては50ページ、50ページの財産管理費積立金5億5,144万8,235円となっております。

なお、詳細につきましては備考欄を御参照ください。

次に、66ページ。66ページからの3款、3款民生費であります。支出済額31億6,809万7,825円となり、前年度比1億517万1,137円の増額となっております。主な歳出につきましては、70ページ、70ページの障がい者福祉費の扶助費でございます。扶助費の自立支援給付費4億1,199万4,461円、74ページの老人福祉費の負担金補助及び交付金、介護保険負担金4億1,945万4,000円、後期高齢者市町村定率負担金3億4,206万円。

次ページの75ページをお開きください。75ページの繰出金では、後期高齢者医療特別会計繰出金1億2,065万5,185円。

77ページ。77ページの児童措置費では扶助費の子ども手当、児童手当でございます。4億1,139万5,000円の決算となっております。

次に、82ページ。82ページからの4款衛生費であります。支出済額11億9,778万3,907円、前年度比6,510万2,249円の増額となっております。

85ページ。85ページの保健衛生費の扶助費では、小・中学生医療費助成事業扶助費1,159万6,132円、子どもの医療事業扶助費3,060万6,730円。

86ページ。86ページの予防費の委託料、予防接種委託料として6,678万9,443円。

89ページ。89ページの塵芥処理費の負担金補助及び交付金では、ごみ処理センター負担金7,991万6,000円、し尿処理費では杵藤衛生処理場組合負担金1億894万2,000円。

90ページ。90ページの下水道事業への繰出金1億9,347万7,038円の決算となっております。

次に、92ページ。92ページからの6款農林水産業費でございますが、支出済額1億1,912万1,800円、前年度比5億8,728万7,701円の減額となりました。減額の主な要因としては、歳入で説明をいたしました南有明カントリーの工事の完了による補助金の減額であります。

99ページ。99ページの農地費の工事請負費ですが、農業体質強化基盤整備、地域農業水利施設ストックマネジメント事業で9,740万円、負担金補助及び交付金では国営筑後川下流白石土地改良事業償還負担金、これは用水、排水分合わせて1億4,756万3,864円、県営地域水田農業再編緊急整備事業負担金4,070万9,700円、県営地域水田農業支援緊急整備事業負担金6,747万5,000円。

100ページ。100ページの農地・水保全管理支払交付金事業、共同活動支援事業4,191万9,510円、向上活動支援事業補助金1,512万4,226円となっております。

次に、108ページ。108ページの漁港整備事業費の工事請負費として現年度繰越分として8億206万2,350円の支払いとなっております。

次に、108ページ。108ページからの7款商工費でございますが、支出済額1億3,510万6,701円、前年度比520万4,786円の減額となり、主な支出としては109ページ、109ページの商工振興費の商工団体振興補助金2,108万7,000円、貸付金として中小企業融資事業預託金として5,000万円の支出をいたしております。

次に、110ページ。110ページからの8款土木費でございますが、支出済額10億6,386万1,224円で、前年度比5億3,968万8,293円の増額となっております。主な支出といたしまして114ページ、114ページの道路新設改良費の工事請負費として町道新設改良工事1億5,908万2,650円、社会資本整備総合交付金事業工事費1億2,831万3,150円。

続きまして、119ページ。119ページの住宅費では住宅建設費、町営住宅建設工事請負費として3億4,675万7,250円がございます。

次に、120ページ。120ページからの9款消防費でございますが、支出済額5億671万3,442円で、前年度比1,781万9,180円の減額となっております。主な支出につきましては、常備消防費として広域圏消防負担金3億6,409万円、121ページ、121ページの非常備消防費として負担金補助及び交付金では消防団員退職報償金掛金2,353万9,200円などがございます。

次に、123ページ。123ページからの10款教育費であります。支出済額10億2,613万6,738円で、前年度比1,374万2,713円の増額となっております。主な歳出といたしましては、126ページ、126ページの教育振興費の委託料、ICT支援員等派遣事業委託料1,781万1,150円。

続きまして、130ページ。130ページの学校管理費の工事請負費では、福富小学校外壁等改修工事、福富小学校管理棟東側屋上防水改修工事、白石小学校外壁等工事等で7,658万1,450円。

続きまして、131ページ。131ページからの小学校費、学校管理費では、備品購入費、ICT機器等購入費2,562万1,260円。

139ページの社会教育費の公民館費、工事請負費で有明公民館改修工事1,330万9,380円。

続きまして、149ページ。149ページの学校給食費の需用費では、食材費に1億910万33円の支払いをいたしております。

次に、150ページ。150ページの12款公債費につきましては、決算額16億1,801万3,060円、前年度比1億909万9,302円の増額となっております。元金償還分13億6,699万8,315円、償還利子分2億5,090万9,979円の決算となりました。

続きまして、152ページ。152ページをお開きください。

実質収支に関する調書になりますが、歳入総額130億4,236万9,971円、一方歳出総額は126億5,395万5,851円で、差し引き収支額は3億8,841万4,120円となっております。繰越明許費繰越額は1億1,537万9,950円となり、差し引きまして実質収支額2億7,303万4,170円の決算額となりました。

一般会計の決算概要については以上のとおりであります。

次に、白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

154ページ。154ページをお開きください。

まず、歳入合計から報告をいたします。

予算現額37億4,152万9,000円、調定額35億6,916万6,269円、収入済額34億2,058万8,439円、不納欠損処分額720万4,450円、収入未済額1億4,137万3,380円で、予算に対する執行率は91.4%となっております。

続きまして、156ページ。156ページの歳出合計でございます。支出済額36億1,436万1,097円、不用額1億2,716万7,903円となり、予算に対する執行率は96.6%となり、差し引き額1億9,377万2,658円の歳入不足となっております。このため翌年度歳入繰上充用金1億9,377万2,658円で歳入の不足額を補填をいたしました。

それでは、事項別明細に沿って説明をさせていただきます。

157ページ。157ページ、1款国民健康保険税であります。収入済額7億9,343万3,237円となり、前年度比1億690万7,466円の減額となっております。

なお、年度中に720万4,450円の不納欠損処分を行い、収入未済額は1億4,137万3,380円となっております。

次に、159ページ。159ページ、4款国庫支出金であります。収入済額9億8,115万4,457円で、主なものにつきましては国庫負担金の療養給付費等負担金、老人保健拠出金分、介護納付金、後期高齢者医療費支援金分で6億9,598万7,235円、160ページ、160ページの国庫補助金では財政調整交付金2億6,380万3,000円となっております。

5款、5款の療養給付費交付金は、現年度分、過年度分合わせまして2億682万5,898円となっております。

続きまして、161ページ。161ページ、6款前期高齢者交付金であります。社会保険支払基金より5億4,315万1,714円が交付されております。

続きまして、7款、7款県支出金につきましては、県負担金で高額医療費共同事業県負担金2,134万4,222円、続きまして県補助金では財政調整交付金1億8,321万6,000円の決算となっております。

次に、8款、8款の共同事業交付金は、収入済額5億5,483万6,804円のうち162ページ、162ページの高額医療費共同事業交付金9,015万4,247円、保険財政共同安定化

事業交付金 4 億6,468万2,557円となっております。

10款、10款の繰入金ですが、歳入済額 1 億2,409万2,210円の一般会計繰り入れがあり、前年度比113万1,513円の減額となっております。

次に、164ページ。164ページからの12款諸収入であります。収入済額1,211万9,488円となっております。これは一般被保険者第三者納付金及び退職被保険者第三者納付金等がございます。

続きまして、167ページ。167ページからの歳出でございますが、1 款総務費が 914万3,422円となっており、これは事務委託料、国保連合会負担金が主なものであります。

続きまして、168ページ。168ページの 2 款保険給付費が支出済額23億4,083万3,179円で、前年度比257万5,205円の増額となりました。主なものとしては療養諸費の一般被保険者療養給付費18億7,860万6,067円、退職被保険者療養給付費 1 億5,484万5,099円、高額療養費の一般被保険者、退職被保険者、両者で 2 億6,879万7,637円の支払いをいたしております。

次に、171ページ。171ページの 3 款後期高齢者支援金等では 3 億7,424万7,948円となり、前年度比2,725万9,253円の増額となっております。

次に、172ページ。172ページの 6 款介護納付金の負担金補助及び交付金では 1 億8,013万8,332円となり、前年度比891万1,688円の増額となっております。

次に、173ページ。173ページの 7 款共同事業拠出金は 5 億3,780万6,365円となり、保険財政共同安定化事業拠出金 4 億6,571万7,873円、高額医療費共同事業拠出金 7,208万7,943円となりました。

次に、175ページ、11款諸支出金ですが、3,918万2,607円で、保険税の還付及び一般被保険者償還金等であります。

続きまして、177ページの13款、13款前年度繰上充用金は 1 億790万3,723円となっております。

続きまして、178ページをお開きください。

178ページの実質収支に関する調書では、歳入総額34億2,058万8,439円、歳出総額 36億1,436万1,097円で、差し引き額が 1 億9,377万2,658円となり、実質収支額も同額となり、歳入不足を計上いたしております。このため翌年度処理として繰上充用金で歳入不足の 1 億9,377万2,658円の補填をいたしております。

次に、白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

まず、179ページ。179ページの歳入合計では、予算現額 3 億572万4,000円、調定額 3 億289万126円、収入済額 3 億207万1,524円、収入未済額81万8,602円で、予算に対する執行率は98.8%となり、前年度比は1,569万7,435円の増額となっております。

次に、180ページ。180ページの歳出合計は、支出済額 3 億105万524円で、予算に対する執行率は98.5%で、前年度比1,668万6,872円の増額となっております。歳入歳出差し引き残額は102万1,000円となっております。

それでは、事項別明細書に沿って説明をいたします。

181ページ。181ページの 1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 1 億7,936万3,402円で、前年度比806万5,700円の増額となっており、収入未済額は現年度、過年

度分で79万302円となっております。

次に、3款繰入金であります。収入済額1億2,065万5,185円となり、対前年度比935万185円の増額の決算となっております。

182ページの4款繰越金は、収入済額201万437円で、前年度比164万3,350円の減額となりました。

続きまして、184ページからの歳出になります。

184ページの歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額が2億9,913万2,312円で、前年度比1,817万7,335円の増額となっております。

3款諸支出金ですが、131万9,615円の決算となっております。

次に、186ページ。186ページの実質収支に関する調書では、歳入総額3億207万1,524円で、歳出総額3億105万524円となり、差し引き額が102万1,000円の決算となっております。

続きまして、白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の概要について説明を申し上げます。

188ページの歳入合計予算現額4億7,926万7,000円、調定額4億7,362万4,133円、収入済額4億7,222万7,279円、不納欠損額1万3,230円で、収入未済額138万3,624円となり、予算に対する執行率は98.5%となっております。

続きまして、189ページ。189ページの歳出合計では、支出済額4億6,581万881円、不用額1,345万6,119円で、予算に対する執行率は97.2%で、歳入歳出差し引き残額は641万6,398円の決算となっております。

それでは、191ページ。191ページの歳入ですが、1款分担金及び負担金につきましては、収入済額63万円、収入未済額57万円となりました。

次に、2款使用料及び手数料につきましては、収入済額3,600万6,012円となりました。年度中に1万3,230円の不納欠損処分を行い、81万3,624円が収入未済額となっております。

次に、192ページ。192ページの3款国庫支出金ですが、決算額8,499万8,000円で、汚水処理施設整備交付金、農山漁村活性化プロジェクト交付金であります。

5款繰入金1億7,723万6,448円は、一般会計から1億6,581万6,448円の繰入金と1,142万円の農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金であります。

193ページの7款諸収入ですが、決算額2,911万2,180円となり、主なものは194ページ、194ページの消費税還付金1,512万6,930円と町営住宅新築工事負担金1,059万9,750円となっております。

8款町債では、決算額1億4,040万円、内訳として事業債7,200万円、過疎対策事業債7,020万円と同額となっております。

次に、195ページからの歳出となります。195ページ、1款総務費2,202万5,251円、主なものとしては総務管理費の積立金として農業集落排水処理施設維持基金へ1,683万3,000円を積み立てをいたしております。

2款施設管理費が4,961万1,224円となっており、住ノ江、下区、牛屋地区、須古地区の管理費となっております。

続きまして、197ページ。197ページ、3款施設整備費は、農業集落排水事業費の工

事請負費で、農業集落排水施設工事費、町営下区中央住宅工事で2億2,242万8,450円となっております。

199ページ。199ページ、4款公債費であります。決算額1億5,143万5,485円で、内訳といたしましては元金8,954万4,146円、支払い利息6,189万1,339円の償還額となっております。

続きまして、200ページ。200ページの実質収支に関する調書では、歳入総額4億7,222万7,279円、歳出総額4億6,581万881円で、歳入歳出差し引き額641万6,398円の決算となっております。

続きまして、白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。

201ページ。201ページの歳入合計予算現額16億6,196万5,000円、調定額15億2,880万3,988円、収入済額15億2,880万3,988円で、予算に対する執行率は92%となっております。

続きまして、202ページ。202ページの歳出合計、支出済額が15億2,880万3,178円、翌年度繰越額が1億2,000万円、不用額が1,316万1,822円で、予算に対する執行率は99.2%でありました。

なお、収支差し引き残額は810円となっております。

203ページ。203ページの事項別明細書の歳入ですが、1款国庫支出金7億2,374万2,000円、3款繰入金2,766万590円、204ページ、204ページの6款町債では事業債と過疎対策債で7億5,400万円となっております。

次に、206ページからの歳出ですが、206ページの歳出になりますが、1款公共下水道費では15億1,087万9,271円となりました。主な内訳としては、委託料として7億5,473万5,760円、工事請負費として7億460万1,450円を支出いたしております。

また、207ページ。207ページの公共下水道費の積立金として特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金へ2,339万8,000円を積み立てをいたしております。

208ページ。208ページの2款公債費では、決算額1,792万3,907円となっております。209ページをお開きください。

209ページの実質収支に関する調書では、歳入総額15億2,880万3,988円、歳出総額15億2,880万3,178円で、差し引き額810円の決算となりました。

また、211ページ以降につきましては、財産に関する調書、山林、有価証券、物品、基金、出資金等を掲載をいたしております。後もってごらんいただくようお願いをいたします。

なお、各種基金の決算年度末現在高は、平成25年5月31日の数値を記載をいたしております。各種基金の決算年度末につきましては、平成25年5月31日の数値を記載をいたしております。

以上をもちまして各会計の決算概要の説明を終了いたします。

なお、決算説明資料並びに監査資料等もあわせてお目通しをお願いをいたしまして概要説明を終わります。御審議のほど重ねてよろしくをお願いをいたします。

以上です。

○白武 悟議長

暫時休憩いたします。

10時55分 休憩

11時10分 再開

○白武 悟議長

会議を再開いたします。

議案第53号「平成24年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」説明を求めます。

○荒木安雄水道課長

それでは、議案第53号「平成24年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」御説明いたします。

地方公営企業法の見直しにより剰余金を処分する場合は議会の議決が必要になったことから、本議会において地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき剰余金の処分の議決を受け、あわせて同法第30条第4項の規定により決算の認定を受けるものでございます。

それでは、ただいまから平成24年度白石町水道事業会計決算につきまして御説明いたします。

まず、1ページからの決算報告書は、予算額に対比しての執行状況を明らかにするための実績計算表に当たり消費税込みで表示をいたしております。

次ページ、2ページをお開きください。

収益的収支は、事業活動に伴って発生する収益と、それに対応するための費用及び減価償却費等の現金の支出を伴わない経費を含めたもので、水道使用料や手数料の営業収益が4億8,221万3,050円の決算額となりました。

また、一般会計繰入金などの営業外収益が8,128万8,363円となり、収入総額5億6,350万1,413円となり、昨年度より1,219万4,080円の減収となりました。

収益的支出につきましては、人件費や修繕費、受水費、減価償却費など営業費用が5億5,310万3,089円で、支払い利息等の営業外費用が1,767万5,369円となり、支出総額5億7,098万1,678円で、前年度より731万5,881円の増額となりました。

3ページ、資本的収支につきまして、工事負担金、加入分担金等の資本的収入2,441万6,650円を計上いたしております。資本的支出は、建設改良費、企業債の償還元金で1億639万679円を執行いたしており、この資本的収支において収入が不足する額8,197万4,029円は損益勘定留保資金、資本的収支調整額で補填いたしております。

4ページ以降は財務諸表を掲載いたしております。

5から6ページが損益計算書で、1年間の水道事業の経営成績でありますので、消費税抜きの数字となります。給水収益等の営業収益4億5,926万6,953円、受水費等の営業費用5億3,567万9,578円で、営業損失が7,641万2,625円となり、次ページ、6ページ、営業外収益8,128万338円で、営業外費用1,532万569円を差し引きまして営業外収支額6,595万9,769円で、経常損失1,045万2,856円となりました。平成24年度につきましては特別損失として19万3,543円の不納欠損処分をいたしており、経常損失と特

別損失を合わせまして当年度純損失1,064万6,399円の決算額となりました。前年度繰越剰余金2億2,958万9,825円から今回の純損失1,064万6,399円を差し引きまして当年度未処分利益剰余金を2億1,894万3,426円といたします。

7、8ページにつきましては24年度の剰余金計算書であり、当年度未処分利益剰余金を2億1,894万3,426円と翌年度へ繰り越す資本剰余金を23億3,580万8,261円となりました。

また、9ページは剰余金処分計算書（案）を表示いたしております。地方公営企業法施行令第24条第1項の規定に基づき法定積立金として100万円を減債積立金として積み立てる予定で、翌年度繰越利益剰余金を2億1,794万3,426円としたいと考えております。

10から11ページは貸借対照表であり、3月31日における水道会計の財務状況であります。資産合計59億1,614万4,679円、11ページ、負債、資本合計額、同じく59億1,614万4,679円の決算額となりました。

12ページからは事業報告になっております。

13ページから14ページにつきましては、概況の総括事項を掲載いたしております。

15ページは議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を掲載いたしております。

16ページから18ページにつきましては、24年度中に施行いたしました建設改良工事の概要を掲載いたしております。

なお、このページにつきましては消費税込みの金額となっております。

19ページは24年度業務量であります。給水人口2万575人、給水戸数6,778戸、配水量199万6,877立方メートルで、これに対して有収水量は168万4,186立方メートルで、無収水量が31万2,691立方メートルとなり、有収率は84.3%で、昨年の有収率を0.2%下回っております。

続きまして、20ページは事業収入に関する事項を計上いたしております。昨年より1,198万5,094円の減収となりました。

21ページは事業費に関する事項を計上いたしております。

22ページにつきましては重要契約を計上いたしております。

23ページには企業債及び一時借入金の概要を掲載いたしております。本年度に償還いたしました元金が3,449万9,377円で、起債残高が6億4,863万8,252円となっております。なお、一時借入金はございません。

24ページ以降はその他の書類として、25ページから収益費用明細を掲載いたしております。

31ページにつきましては、有形固定資産明細書を提示いたしております。

32ページは、企業債明細書を掲載いたしております。

以上、「平成24年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

○吉村秋馬監査委員

監査報告の前に、私は今年の2月に監査委員に再度選任されました吉村秋馬です。よろしく願いいたします。

それでは、監査報告をいたします。

平成24年度の決算審査は、去る7月8日から26日までの11日間、議員選出の溝上良夫監査委員とともに実施いたしました。8月30日に町長へ意見書を提出したところがあります。決算計数は正確に処理されていることを確認いたしました。審査した結果として意見を申し上げます。

不納欠損処分と滞納金についてでございますが、平成24年度の町税の不納欠損額は359万1,474円でありました。前年度より311万8,991円減少はしておりますが、不納欠損は納税者の不公平感を招きかねないものであり、納税意欲を低下させかねないものであります。今後も厳正で適正な事務処理をしていただきたい。また、町税を含む町の債権の徴収に関する職員の努力につきましては、差し押さえや督促など評価するものであります。今後とも各課連携して徴収体制の強化と意識の向上を図り、差し押さえなど法に基づいた滞納整理をされ、条例に基づき適正な事務処理をされ、徴収の向上と滞納金の縮減に努めてください。

事務処理状況についてでございますが、各課の事務事業の達成度から今度の懸案事項等について各課長から聞き取りをし、質疑をし、事務事業情報の共有化を図りました。その中で特段指摘する事項はありません。今回、時間外の勤務状況について監査したところでございますが、中に多い時間外の職員が見受けられます。26年度より組織機構の再編がされるようでございますので、この点十分考慮してください。

また、近年は細分化、専門化、電算システム等が依存が進んでおりまして、担当者以外のチェックが難しくなり、チェック機能が発揮されにくい傾向に思います。関係部署においてもこうした状況を把握し、財務事務等に関する研修をされ、人材の育成とあわせて事務能力の向上、さらにチェック機能の向上により誤りのない適正な事務事業の厳守をされたい。

また、例月検査でもたびたび指摘しておりますが、定例的な支出が遅延した例、請求書等の記載の不備、書類訂正の不備など初歩的なミスが見受けられるので留意をされたい。このような事務処理の誤りをなくす対策として業務マニュアルの見直しやチェック体制、業務内容の定期的な見直し、上司の役割、責任の再確認などを検証され、各課に適応した着実な方法で改善をされたい。

特別会計についてであります。国民健康保険、後期高齢者医療、集落排水、特定環境保全、公共下水道については、財務処理会計計数は正確であることを確認いたしました。ただ、国保会計については、昨年度以上の多額の単年度歳入不足となり、翌年度の繰上充当金で補填されています。国保税の徴収率は上昇していますが、多くの滞納額があり、これからの健全な国保会計運営に懸念を覚えます。今年25年度より国保税率の引き上げが実施されましたが、国保運営の広域化とあわせて注視していきたい。また、後期高齢者医療、集落排水、特定環境保全公共下水道については、今後の懸案事項も想定されることから、事務処理などには十分留意して事業の推進に努めていた

だきたい。

水道会計についてですが、決算書、関係諸帳票、証拠書類を精査し、計数的な誤りはなく、正確に計上されてることを認めます。また、財務諸表は適正と認めます。

なお、今後とも有収率の向上に努めていただきたい。

地方財政健全化については、健全化判断比率や算定書類等は適正と認め、良好であると認めます。

最後に、昨年、政権交代があり、経済対策に期待が高まるようですが、東日本大震災及び原発事故等の後遺症、世界的な経済不況など今後町の行財政運営に大きく影響を与えられると思われま。本町の将来の描く総合計画も総括の段階に入っております。全体の奉仕者として町民の福祉とサービスの向上に努められ、町民の負託に応えるよう職務に邁進されることを切望いたします。

以上で監査報告を終わります。

○白武 悟議長

次に、請負契約、条例及び補正予算についての内容説明を順次求めます。

○嶋江政喜農村整備課長

議案第54号「平成24年度（繰越）農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事請負契約について」御説明申し上げます。

契約の目的は、平成24年度（繰越）農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事。工事場所は白石町大字新明地内であります。

議案に添付いたしております位置図をごらんください。

赤く線引きしてある箇所が今回の工事箇所であります。この工事につきましては、農業基盤整備促進事業の補助事業で実施するものでありまして、平成24年度の繰越工事でございます。嘉瀬川ダムからの農業用水は本年度から本格的に通水されていますが、末端までの農業用水を確保するため地沈水路内に堆積した泥土をしゅんせつするものであります。

工事内容につきましては、施工延長1,511メートル、水路内しゅんせつ幅員は18メートルから20メートルで、掘削土量は1万600立方メートル、水路法面整形約4,200平方メートル、残土処分、約8,500立方メートルなどとなっております。

次に、契約の方法については、指名競争入札であります。9月9日に入札参加業者5社により入札を実施いたしましたが、入札の結果、契約金額が5,145万円、契約の相手方は杵島郡白石町大字福富下分1960番地、株式会社日出島建建設代表取締役日出島治記となっております。

なお、入札経過につきましては、議案に添付いたしております入札経過表をごらんください。

この入札経過の金額は消費税を含まない金額で、株式会社日出島建設の落札率は97.13%となっております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○吉原拓海税務課長

税務課所管の議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第55号「白石町税条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、平成25年3月30日に交付された地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令による改正分と平成25年6月12日に交付された地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に伴う改正が必要なため、またあわせて平成26年度から前納報奨金を廃止したいので改正をする必要がありますので議会の議決を求めるものであります。前納報奨金の廃止につきましては、制度創設以来62年が経過し、近年は金融機関等の窓口での納税及び口座振替やコンビニ収納の開始等、納税する環境も大きく変化し、創設当初の目的は既に達成されていることが一つの理由、またこの制度が適用される税目は町民税の普通徴収分と固定資産税に限定され、町県民税を給与や年金から天引きされている特別徴収の方はこの制度が利用できないことによる不公平が生じていること、また市中金利よりはるかに高い報奨金を支払うことによる不合理性が指摘されていることなどの理由により廃止するものであります。

それでは、詳しくは新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、新旧対照表の1ページをごらんください。

第42条、個人の町民税の納期前の納付を削除することにつきましては、先ほど述べたとおり前納報奨金を廃止したいことによるものでございます。

第47条の2及び次ページの第47条の5の改正は、公的年金に係る所得の特別徴収制度の現行制度を見直したものです。詳しくは第47条の2第1項を削除することで賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても一定の要件のもと特別徴収を継続することとされたものであり、第47条の5の改正は公的年金からの特別徴収税額の仮徴収額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額と改められたことによるものです。この改正は平成28年10月以降の特別徴収について適用されることとなります。

次、3ページをごらんください。

第70条、固定資産税の納期前の納付の削除につきましては、第42条の削除と同じもので、前納報奨金の廃止に係る条項の削除となっております。

次に、3ページの附則第3条の2及び4ページの附則第4条については、延滞金の割合に係る特例の見直しとなっております。国税において延滞税等の割合が見直され、これを受けて当町の延滞金等の割合を見直すもので、延滞金の特例基準割合の定義を改め、この割合が7.3%に満たない場合は延滞金等に係る特例の割合を次のとおりとするものです。

1つ目は、年14.6%の割合の延滞金では特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、2つ目は年7.3%の割合の延滞金では特例基準割合に年1%を加算した割合で年7.3%を限度とすることとしたことです。

3つ目に、法人町民税の納期限の延長があった場合は特例基準割合にする改正であ

り、施行期日は平成26年1月1日とするものです。

なお、この延滞金の見直しについては、町税条例にあわせて議案第57号の債権管理条例第60号の後期高齢者医療に関する条例、第62号の農業集落排水処理施設条例、第63号の特定環境保全公共下水道条例についても同様に改正することを提案するものでございます。

次に、5ページの附則第4条の2をごらんください。これは所得税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことにより、租税特別措置法が改正されましたので、適用条項の項ずれによる整備をしたものです。内容につきましては、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例の継続適用を受けることができる法人について規定をしたものでございます。

次、6ページをごらんください。

附則第7条の3の2については、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を平成35年度から平成39年度まで4年間延長するものです。

次に、附則第7条の4では、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定の改正になっております。内容については、復興特別所得税の創設により平成26年度から平成50年度までの町民税に係る寄附金税額控除の特例規定の整備となっております。

次、7ページの附則第16条の3では、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、また9ページから20ページまでの附則第19条と附則第19条の2については、一般株式または上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の見直しとなっております。

内容につきましては、個人町民税について金融所得税課税の一体化を進める観点から公社債等に係る課税方式を変更するとともに、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大が行われたことによるものです。

次、20ページから23ページまでの上段までの先物取引に係る雑所得等に係る個人町民税の課税の特例では、附則第20条の2を第20条に改めたために条例の条項の整備を行ったものです。

次に、23ページから26ページまでの附則第20条の2では、附則20条の4を20条の2に改めたために条項の整備となっております。

次に、26ページの附則第20条の3についても、同じく第20条の5を改めたものでございます。

26ページの最下段の一番下の附則第22条の2第1項では、東日本大震災に係る被災居住用の敷地に係る譲渡所得の延長等の特例に係る規定の改正になっており、条文の一部を表として整備したものでございます。内容については、東日本大震災により所有する居住用財産が滅失をして居住することができなくなった者が当該敷地である土地等を譲渡した場合は居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる規定でございます。

次に、29ページの附則第22条の2第2項については、新しく新設された条項で居住用財産の譲渡に係る特例で、その有する居住用財産が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該

相続人がこれらの特例の適用を受けることができる規定の整備となっております。

なお、30ページの中ほど、第3項については、2項の新設により繰り下げたものでございます。

最後に、30ページ一番下の附則第23条については、地方税法附則第45条関係の改正による適用条項の整備となっております。内容につきましては、東日本大震災により有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者で東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除制度の特例について、適用期間が平成25年12月31日までだったものを平成29年12月まで4年延長するとともに、平成26年4月から平成29年12月までの間に住宅の再取得により居住の用に供した場合の特例適用の規定となっております。

次に、議案第56号「白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、白石町税条例の一部を改正する条例の中の第42条、個人の町民税の納期前の納付と第70条、固定資産税の納期前の納付を削除することで前納報奨金を廃止したいので、前納報奨金に関する条項の第5条第2項、納期前の納付を削除することを提案するものでございます。

なお、施行期日については平成26年4月1日、26年度からの適用としております。

次に、議案第57号「白石町債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、国税の見直しに合わせて地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を下げるため、地方税に準じて定めていた本条例もこれに合わせて改正する必要が生じたため提案するものでございます。

新旧対照表の1ページの第8条第1項の改正では、本条例で延滞金の徴収を明記していたものを第2項の白石町税条例の例によることとするので、今後同じような改正があった場合に税条例の改正のみで済むこととしたものでございます。また、第9条の追加については、第8条を改正することにより改める必要が生じたため、また附則第3項については第8条を白石町税条例の例によることとするにより削除するものでございます。

なお、この施行期日については、平成26年1月1日としております。

次に、議案第58号「白石町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例を廃止する条例について」御説明申し上げます。

平成23年9月28日、条例第16号で白石町債権の管理に関する条例が制定されております。今回、廃止する条例の内容が白石町債権の管理に関する条例第2条第3号及び第4号で明記されており、内容が全てその条例に包括することが判明したために廃止することとしたものでございます。

なお、この条例の廃止につきましては公布の日としております。

以上で税務課所管の議案の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〇一ノ瀬清雄住民課長

議案第59号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

この条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例改正の主な理由は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い大きく2点について改正を行うものでございます。

新旧対照表1ページから5ページでございます。

まず1点目、第1条関係であります。地方税法の規定に合っていなかった部分を法の規定に適合するよう改め整理を行うものでございます。

附則第6項中、附則第8項中、附則第12項中、附則第14項中、附則第15項中及び附則第16項中、「とする」をそれぞれ改めるものでございます。

次に、新旧対照表6ページから10ページまでの第2条関係であります。金融所得課税の一体化に係る改正に伴う条文整備を行うものでございます。現行の附則第5項、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例は、現行条文、「配当所得」が「配当所得等」に改められるもので、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う整備でございます。

現行の附則第8項、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例は、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等に改組したことに伴う規定の整備であり、新たに附則第9項に上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、規定を新設するものでございます。

現行の附則第9項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例及び第10項は、今回の改正により法に規定されているため削除するものでございます。

現行の附則第11項、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例についても、今回の改正により法に規定されているため削除するものでございます。

現行の附則第12項、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例は、規定の繰り上げを行い、附則第10項とするものでございます。

現行の附則第13項、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例についても、今回の改正により法に規定しているため削除するものでございます。

現行の附則第14項、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例は、規定の繰り上げを行い、附則第11項とするものでございます。

現行の附則第15項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例も、規定の繰り上げを行い、附則第12項とするものでございます。

現行の附則第16項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例は、規定の繰り上げを行い附則第13項とするとともに、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

現行の附則第17項、平成22年度以降の保険税の減免の特例も、規定の繰り上げを行

い、附則第14項とするものでございます。

最後に、現行の附則第18項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についても、今回の改正により法に規定されているため削除するものでございます。

なお、ページを戻っていただき、議案書3ページ、附則でございますが、第1条、施行期日につきましては、この条例中、第1条及び次条第1項の規定は公布の日から、第2条及び次条第2項の規定は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第59号の説明を終わります。

次に、議案第60号「白石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

この条例改正は、国税の見直しに合わせて地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げるため白石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性があり、議会の議決を求めるものでございます。

改正概要であります。附則第3条関係、延滞金の割合の特定であります。特例措置として特例基準割合の定義が改められるとともに定率を加えてそれぞれの割合を求めることとするものであります。改正案では、延滞金の割合は各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中において納期限から3カ月を過ぎた後の延滞金は特定基準割合に年7.3%を加算した割合、納期限から3カ月以内の期間の延滞金は特例基準割合に年1%を加算した割合となり、当該加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%の割合となるものであります。具体的には、延滞金の見直しにつきましては国税の見直しに合わせて地方税法が改正され、現行年14.6%の延滞金が9.3%に見直されました。また、納期限後3カ月以内の延滞金についても現行7.3%で、現在特例により4.3%は3%に見直されたものであります。

この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

暫時休憩をいたします。

11時58分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

吉村代表監査委員から欠席の申し出がっておりますので、報告いたします。

引き続き、議案第61号から順次内容説明を求めます。

○堤 正久保健福祉課長

議案第61号「白石町子ども・子育て会議条例の制定について」を御説明いたします。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、合議制の機関として白石町子ども・子育て会議を設置すべく条例を御提案するものであります。

子ども・子育て支援法が第183回通常国会にて可決され、早ければ平成27年4月から施行されることになりましたが、子育て対策に関する国の議論は10年以上前から始まっていた内容であり、長い議論を重ねられた内容となっています。子ども・子育て会議においては、子ども・子育て支援法第77条第1項に4項目の調査、審議をすることとなっています。1項目めに特定教育保育施設の利用定員の設定、これにつきましては認定こども園、幼稚園、認可保育所等の利用定員の設定ということでございます。2項目めに、特定地域型保育事業の利用定員の設定、これにつきましては基準要件を満たす認可外保育所、小規模保育所などの利用定員を設定するものでございます。3番目に、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更、4番目に当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議することになっています。

委員の総数につきましては、第2条に規定していますように15名以内といたしておりますが、関連予算では公職の委員等を除き12名で補正予算をお願いしているところでございます。

第2条2項での現在考えてる委員の構成につきましては、1つ目の子供の保護者、これは保育園、幼稚園、小学校から考えております。2項めに事業主を代表する者、次世代育成支援法の一般事業主行動計画を立てている従業員101名以上の事業所よりお願いをすることと考えております。3番目に、労働者を代表する者ということで、白石町の子育て支援センターに勤務する方をお願いをしたいというふうに考えております。4項目めに、子ども・子育て支援に関する事業に関する者ということで、幼稚園、保育園の方をお願いをしたいというふうに思っております。次に、学識経験者、それと6番目にその他町長が適当と認める者ということで、民生委員の主任児童委員等をお願いをしたいというふうに考えております。

委員の任期については、第3条第1項で2年といたしております。

この条例で定める会議は、地方自治法第138条4第3号に規定にする附属機関となります。

附則では施行の日を公布の日とし、第2で白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することといたしております。

委員の報酬については、1日当たり6,000円というふうに改正をお願いしているところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤坂和俊下水道課長

議案第62号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

提案理由としまして、白石町税条例の例により延滞金を徴収するため改正するものであります。

次ページ以降の新旧対照表で御説明いたします。

改正案としまして、第21条の2、延滞金の現行の条文中におきまして、その使用料金が2,000円以上であるときは年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものというのを改正案としまして「延滞金を徴収するものと

する」に改めております。また、附則第4項の延滞金の割合の特例でございますけれども、の条項を削っております。また、新たに改正案の第21条の2第2項に、「前項の延滞金の徴収については白石町税条例の例による」を加えております。この条文を加えることにより、関連する地方税の一部が改正があっても、その都度本条例は改正する必要がなくなります。

この条例は平成26年1月1日から施行することにしております。

以上でございます。

続きまして、議案第63号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由としまして、白石町税条例の例により延滞金を徴収するため改正するものであります。

次ページ以降の新旧対照表で御説明いたします。

議案第62号と同じ内容の改正になりますが、改正案としまして第21条、延滞金の現行の条文中におきまして、この使用料金が2,000円以上であるときは年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとなっておりますが、改正案として「延滞金を徴収するものと」に改めております。

また、附則第2項の延滞金の割合の特例を削ることにより新たに改正案の第21条第2項に「前項の延滞金の徴収については白石町税条例の例による」を加えております。この条文を加えることにより、関連する地方税の一部改正があっても、その都度本条例は改正する必要はなくなります。

この条例も平成26年1月1日から施行することにしております。

以上でございます。

続きまして、議案第64号「白石町特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

提案理由としまして、国税の見直しに合わせ地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げするため改正するものであります。

次ページ以降の新旧対照表で御説明いたします。

改正案としまして、第11条、延滞金の条文中におきまして年7.3%を年7.25%に改めております。また、同条に延滞金の計算方法として2項、3項を加えております。

附則第2項、延滞金の割合の特例においては、延滞金、年14.5%の割合及び早期納付を促す納期限後1カ月以内の年7.25%の割合はそれぞれ特例基準割合に7.25%の割合を加算した割合及び特例基準割合に年1%の割合を加算した割合としております。今回の改正により延滞金の割合は14.5%が9.25%に、及び早期納付を促す納期限後1カ月以内の割合は4.3%が3.0%になります。

この条例も平成26年1月1日から施行することにいたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○片渕克也財政課長

それでは、議案第65号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第3号）」の主な内容について御説明をしたいと思います。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。

既決の予算総額に1億6,647万2,000円を追加し、補正後の予算を117億1,843万1,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

地方債の補正については、臨時財政対策債について、本年度の借入可能額の算定を行った結果、限度額を1,390万円減額し、4億7,610万円と変更しております。

9ページをごらんください。

歳入のうち町税について調定額が算定されたことにより補正をお願いしております。町民税については、納税義務者数が当初見込みより増加したため、また所得割については農業及び営業について前年度より若干の減少を見込んでおったところでしたが、申告の結果、3.7%程度の増であったことにより今回補正をしております。個人町民税全体で6,070万円の増額をお願いしております。

また、固定資産税については、土地についてはおおむね当初見込みとなっておりますが、家屋については県税事務所との合同評価による大規模施設などの家屋について増となっております。また、償却資産についても前年度より減少と見込んでおりましたが、設備投資など堅調な推移を見せており、対前年度5%程度の増となっております。固定資産税全体で3,300万円の増額補正をお願いしております。

12ページをごらんください。

財政調整積立基金繰入金でありますけれども、町税の増加及び繰越金の増加等により今回1億929万6,000円の全額を減額しております。

次に、歳出であります。歳出全般にわたって職員の人事異動及び共済費の率の変更等による人件費の補正をお願いしております。

それでは、各款ごとの支出について御説明をいたします。

なお、予算書の説明資料に記載している事項については、後だって担当課長から御説明申し上げますので、割愛させていただきます。

予算書15ページをごらんください。

総務費の財産管理費でございます。平成24年度の歳計剰余処分として当初予算に計上しておりました5,000万円と合わせて1億3,651万8,000円を積み立てることとしております。また、税込及び繰越金の増額に対応しまして2,918万6,000円を組み替えております。

17ページ、賦課徴収費の弁護士委託料であります。訴訟中でありました税の滞納処分に関する裁判が確定いたしました。これに伴い、弁護士に対する成功報酬として支払うものであります。

19ページをごらんください。

社会福祉総務費の国保会計に対する財政安定化支援事業繰出金については、繰出基準額が1,944万4,000円と算定されました。当初予算との差額444万円を補正するものであります。

次に、20ページをお開きください。

障がい者福祉費の障がい者自立支援審査会共同設置負担金についても、杵藤広域圏で組織する同審査会の負担金の減額でございます。

また、同じページの介護保険負担金減額84万9,000円でございます。これも同じく杵藤広域圏の運営費負担金の減額であります。

次のページ、21ページでございますけれど、地域共生ステーション防災対応整備事業費補助金については、当初予算で県補助金を一律3分の1として計上しておりましたが、施設の改修等によりスプリンクラーを設置する場合、3分の2に県費がかさ上げされることとなり、1施設が対象となるということで、1施設分を増額をしております。

23ページをごらんください。

学童保育用備品購入費の補正21万4,000円であります。町内の飲食業者の方から指定寄附をいただいております。学童保育所の備品の充実に充てさせていただくこととしております。

25ページをごらんください。

葬祭公園負担金の減額74万7,000円でございます、及びその下の段のごみ処理センター負担金減額の237万1,000円でございます。いずれも杵藤広域圏の8月補正に伴う減額でございます。

次に、26ページ、下水道費の施設整備費繰出金の減額13万9,000円でございますが、特定環境保全公共下水道特別会計の人件費の減額分に伴う繰出金の減でございます。

次に、28ページをごらんください。

農業振興費の野菜価格安定対策事業負担金については、アスパラガス、イチゴ、レンコン、キャベツ、キュウリなど特定野菜価格安定対策事業について本年度の交付予約数量と単価が確定したことにより町負担分の補正65万4,000円を提出しております。

同じページの農地費の嘉瀬川ダム上下流交流事業謝金9万円でございます。

次のページの同事業負担金13万4,000円とあわせて昨年実施しましたダム水没地域の方々との交流、白石町民との交流事業を本年も実施したいということで追加補正をお願いしております。

なお、佐賀西部地域推進連絡会議協議会負担金の減額については、当初嘉瀬川流域へのアユの放流事業を同協議会で実施するという予定でございましたが、農林水産省のほうで予算措置をさせていただくということで減額をいたしております。

同じく、その下の段に記載しております地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金78万3,000円についてでございます。白石土地改良区が行う揚水ポンプ場などの整備事業に係る町負担分の補正でございます。土地改良区について平成26年度計画の前倒しということで補助金の追加割り当てがあったということで、これに対応する分でございます。

33ページをごらんください。

河川総務費の配水ポンプ工事費については、以前から計画しておりました潟越樋管の改修に伴う配水ポンプのかさ上げ工事費でございます。今回、国土交通省武雄河川事務所との調整が整いまして558万円の補正をお願いしているところでございます。

34ページをごらんください。

公園費のりんりん公園工事設計業務委託料及びりんりん公園解体工事費についてでございます。トイレ及び駐輪場の設計費、それと公園部分の工作物、樹木等ですね、

工作物の撤去の費用でございます。

同じページ、住宅総務費の住生活統合調査報償費及び特別旅費でございます。国土交通省が5年ごとに実施する住生活総合調査に係る調査員報償費及び調査員旅費について補正をお願いしております。

次に、住宅建設費の町営住宅建設工事費600万円でございます。旧住之江、栄町住宅10戸及び寿住宅8戸の解体工事費については当初予算で計上いたしておりましたが、その後撤去後の整地について地権者との協議により跡地の整備を行うこととしており、今回補正をお願いしております。

次に、35ページをお開きいただきたいと思えます。

常備消防費の広域圏消防費負担金1,161万9,000円の減額であります。これについても杵藤広域圏組合の8月補正予算に合わせた補正でございます。

また、同じページ、消防施設費の水道事業会計出資金94万円でございます。これも先ほど説明しました住之江の町営住宅の解体に伴い、民地の中を通過して防火水槽に行くという配管でございましたが、この際、町道の下に布設替えを行うということで予定をしておるものでございます。

37ページ、教育振興費であります。小学校の移動パソコン教室を新たな試みとして実施するという事で予算化をしておりましたが、実施方法についてその後検討をしましてまいりました。委託料と使用料との予算組み替えを今回お願いをしております。

38ページ、社会教育総務費の印刷製本費については、白石町の文化財マップが残りわずかとなっております。増刷をするための予算でございます。

以上、一般会計補正予算（第3号）のあらましを申し上げます。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

〇一ノ瀬清雄住民課長

議案第66号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の主な内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万9,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,000万9,000円とするものでございます。

歳入でございます。7ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険税現年課税分は、当初見込みで試算をしておりましたけども、課税額に合わせ補正をするものでございます。一般被保険者国民健康保険税は、滞納繰越分を含め当初予算額8億6,380万円に対し2,047万円の減額補正を行うものでございます。内訳として医療給付費分現年課税分は、当初予算額5億7,900万円に対し2,113万7,000円の減額を、後期高齢者支援金分現年課税分は当初予算額1億5,200万円に対し1,288万9,000円の増額を、介護納付金分現年課税分は当初予算額9,300万円に対し1,222万2,000円の減額補正でございます。退職被保険者国民健康保険税は滞納繰越分を含め当初予算額6,322万円に対し107万円の減額補正を行うものでございます。内訳として、医療給付費分現年課税分は当初予算額4,000万円に対し115万1,000円の減額を、後期高齢者支援金分現年課税分は当初予算額1,000万円に対し174万4,000円

の増額を、介護納付金分現年課税分は当初予算額1,200万円に対し166万3,000円の減額補正を行うものでございます。

第7款県支出金、財政調整交付金は、佐賀県国民健康保険調整交付金の額の決定に伴い特別調整交付金分として2,910万5,000円の増額補正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

第10款繰入金、一般会計繰入金は、国保財政を支援していただいている財政安定化支援事業繰入金について繰入額の決定に伴い444万4,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、歳出について9ページをお願いいたします。

第3款後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金は、支援金額の決定に伴い2,155万5,000円の減額補正を、第4款前期高齢者納付金等、後期高齢者納付金は、納付金額の決定に伴い12万9,000円の減額補正を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

第6款介護納付金は、納付金額の決定に伴い681万円の減額補正を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

第11款諸支出金、一般被保険者償還金は、平成24年度国民健康保険療養給付費等負担金の精算において返還金が生じたため4,472万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第13款前年度繰上充用金は、平成24年度国民健康保険特別会計に歳入不足額が生じていたため25年度会計から繰上充用を行っていましたが、歳入の不足額が確定したため、今回422万7,000円の減額補正を行うものでございます。

続きまして、議案第67号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ102万1,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億152万1,000円とするものでございます。

歳入でございます。7ページをお願いいたします。

第4款繰越金でございます。これは平成24年度決算に伴い剰余金が発生した分を平成25年度へ繰り越して精算するものでございます。前年度繰越金102万1,000円の計上であります。

次に、歳出であります。8ページをお願いいたします。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金であります。前年度繰越金の中には24年度の出納閉鎖期間中に収納された保険料33万5,000円が含まれていました。これは広域連合に納める分であり、増額補正をお願いするものでございます。残額68万6,000円は事務費の精算分として第4款諸支出金、他会計繰出金として計上し、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○赤坂和俊下水道課長

議案第68号「平成25年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ635万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,025万5,000円とするものであります。今回の増額補正につきましては、平成24年度の決算に伴います前年度繰越金の確定による補正でございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、繰越金としまして平成24年度の決算に伴います前年度繰越金635万5,000円の補正であります。

予算書の8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、前年度決算における剰余金は維持管理基金へ積み立てることにしておりますので、総務管理費の積立金としまして農業集落排水処理施設維持管理基金元金積立金として635万5,000円の補正であります。

以上でございます。

続きまして、議案第69号「平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ86万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,123万円とするものであります。また、白石浄化センター建設工事に伴います継続費の補正をお願いしております。今回の補正につきましては、白石浄化センターの稼働に伴います保守点検委託料の増額及び施設整備において白石浄化センター建設工事委託料の確定見込み等による委託料の一部を工事請負費のほうへ組み替えが主な理由でございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、2款使用料及び手数料としまして排水設備工事店及び責任技術者登録手数料として10万円の補正であります。また、5款繰入金としまして職員の共済費負担金の減額に伴います施設整備繰入金13万9,000円の減額補正であります。同じく5款繰入金としまして維持管理基金繰入金としまして90万円の増額補正であります。

予算書の8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、下水道施設管理費の委託料としまして施設管理保守点検委託料として100万円の増額補正をお願いいたしております。この増額補正につきましては、本年12月に供用開始します白石浄化センター及びマンホールポンプ施設の保守点検委託料において委託期間、委託内容等を精査したところによる増額補正であります。

次に、公共下水道施設整備費において共済費として職員3名分の共済組合負担金等13万9,000円の減額補正であります。委託料では白石浄化センターの建設工事委託料の確定及び管路工事の実施設計委託料の確定に伴いまして合わせて13節委託料の1,600万円の減額を行い、9ページの15節工事請負費において管路工事の面的整備の促進を図るため1,600万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、予算書の4ページをお願いいたします。

白石浄化センター建設工事委託料の確定見込みに伴います継続費の補正であります
が、平成25年度の年割り額を減額するとともに、総額につきましても10億5,010万円
から10億4,130万円へ減額をお願いいたしております。

以上であります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○荒木安雄水道課長

議案第70号「平成25年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、
その概要を予算書9ページにて御説明いたします。

9ページをお開きください。

営業費用、総係費でございますが、人事異動と法定福利費負担率の変更に伴い給与
を50万円、手当を29万3,000円、法定福利費を65万円、合わせまして144万3,000円を
減額補正するものでございます。収益的支出の水道事業費用を既決予定額5億
5,530万7,000円から今回補正額144万3,000円を差し引きまして5億5,386万4,000円と
いたします。

以上、説明終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第54号「平成24年度（繰越）農業基盤整備促進事業地沈58号水路整
備工事請負契約について」を議題とします。

直ちに審議に入ります。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけお尋ねをいたします。入札の中で最低制限価格を、もう今回設けられてお
りませんけれども、その理由は何ゆえでしょうか。

○嶋江政喜農村整備課長

最低制限価格につきましては、入札の予定価格、要するに予定価格の80%を割り込
んだときに最低制限価格を設定するということになっておりますので、その80%を割
った入札はなかったということで最低価格の計算はしてないということです。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

2点ほどお伺いします。

1つは、これは工事の工期をお聞きしたいということと、入札経過報告書を見て

おりますと、町内のA級以上ですね、A級、特Aですか、A級以上の業者が入札に参加しとるというふうなことなんですけども、その辺の入札条件と、またこれ工事区間を見ておりますと延長が1,511メートルというふうなかなり長うございます。それで、町内の事情も考えますと、ほかにB級、C級という業者もございますので、分割発注はできなかったのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○嶋江政喜農村整備課長

ちょっと工期につきましては、一応仮契約ということでやっておりまして、始まりはこの議決を受けた日の翌日ということになっておりまして、ちょっと終了日がちょっと私がちょっと今手持ち資料がございませんので、後もって報告したいと思います。

それと、入札の条件ですけど、一応これにつきましては町内業者を優先に指名をするということでございまして、白石町建設工事入札参加の資格に関する規則の第6条に等級別入札参加制限設計価格というのがございます。それで、その価格からしますと特A及びA級の業者を指名するという事で町内の5業者、一部白石営業所、峰組さんですかね、ありますけど、一応そこも入れて5業者で入札をしたということでございます。

それと、なぜ分割をしなかったのかという御質問でございますけど、一応分割発注ということも検討しましたが、この水路については例えば分割にしたときに水がえ等の問題もあります。その水がえ等についても分割した場合は下流のほうと上流のほうとがうまく排水というか、それができるのかなということもあって、あと地元の受益者の方とも相談しましたが、排水については小水路とかなんとかには流してくれるなという条件もありまして、分割はしないで一本で出したという経緯でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

わかりました。ですけども、今から農作業は裏作のシーズンになると思います、稲刈りが終わってですね、その間にされるとは思いますけども、私が分割発注と言ったのは、やはり裏作等々を考えれば、施工のほうは速やかに終わったほうが、農家は裏作つくられるという形になりますので、分割発注をというふうなことでお伺いしました。

○嶋江政喜農村整備課長

まず、ちょっと工期の件を保留していましたので、一応工期の終わりは平成26年3月7日までとなっております。

それと、ただいまの御質問がありました件ですけど、一応分割してということもさっき申し上げましたように検討はしたんですけど、水路はどうしても下流のほうからしないといけないというのがあります、どうしても上流からすると、どうしても次の水の排水というか水がえができませんので、基本的に雨が降ったりなんかする場合も考えて下流からやるということにしています。

それと、一部裏作については支障がないようにということで、田の一部を、水路際

ですけど、それを借りて、あとは耕作できるような状態で施工してますので、それは問題ないかと思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

本案は「平成24年度(繰越)農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事請負契約について」であります。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、報告第11号「専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」報告を求めます。

○片渕克也財政課長

報告第11号「専決処分の報告について」でございます。町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により公用車による交通事故の和解が成立いたしましたので、専決処分をいたしましたので報告をいたします。

事故の概要でございますが、平成25年4月21日、白石春まつりのときでございます。10時50分ごろシャトルバスの送迎用の町のマイクロバスでございます、で運転者は町の嘱託職員でございます。大字堤3144番地付近において嘱託職員が公用車を運転中に前方より来た軽の車両と側面に衝突をしたものでございます。乗客が若干ございましたけども、幸い人身はございませんでした。過失割合については、町側が45、相手方が55というふうな割合でございます。相手方については、ここに記載しておるとおりでございます。町が支払う損害賠償額、保険金で全額支払われますが、4万2,300円ということで和解をしております。よろしく願いをいたします。

○白武 悟議長

ただいまの報告につきまして質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、報告第12号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」報告を求めます。

○片渕克也財政課長

「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」御説明を申し上げます。

地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき平成24年度の決算に基づく健全化比率及び資金不足比率が算定できましたので御報告をいたします。

別紙をごらんください。

決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率については中段に記載しております。実質公債費比率、本年、9.1となっております。昨年、前年度は10.2でございました。マイナス1.1ポイントの減でございます。将来負担比率については1.6という結果でございます。前年度が18.9でございまして、マイナスの17.3ポイント減少となっております。いずれも早期健全化の基準あるいは財政再生の基準等には該当いたしておりません。

資金不足比率についてでございます。水道事業会計、農業集落排水特別会計、特定環境保全公共下水道、いずれも資金不足を来しておりません。ここの比率の数字は出ないというふうな結果でございます。

以上、これにつきましては監査委員会のほうにも御報告申し上げます。

以上でございます。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、報告第13号「只江川スポーツパークに関する報告について」の報告を求めます。

○相浦勝美企画課長

報告第13号「只江川スポーツパークに関する報告について」御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により同法第221条第3項の法人について行うものであります。

まず、平成24年度の利用実績について申し上げます。

議案書を1枚めくっていただきますと入場者数を一覧表にまとめております。土日祝日の利用においては前年比489人減の5,836人、平日においては前年比239人増の6,650人となっております。年間全体の合計では昨年比250人減の1万2,486人となり、1日平均利用者数は土日祝日で53.1人の利用、平日では28.4人の利用となっております。

次に、平成24年度の管理運営収支決算書について申し上げます。

18ページでございます。A3判をとじ込んでおります、18ページです。

予算額、決算額、収入増額と並んでおりますが、真ん中の決算額、収入の部で事業収入が前年比142万6,000円減の4,731万290円、事業外収入が前年比36万8,000円減の289万7,042円となっております。収入合計では5,020万8,332円でございます。また、支出の部では、コース整備のための機械整備やエアレーターのリース、キュービクル改修等の支出が生じたため、販売費及び一般管理費の合計が前年比232万1,000円増の4,579万1,795円となっております。しかしながら、キャッシュフローにおいては当期収支差額が161万5,702円のプラスとなっている状況でございます。

このように平成24年度の経営も厳しい状況でございましたが、去る8月23日に定時株主総会が開催され、平成24年度の決算、25年度の事業計画及び予算が承認されたところでございます。そして、25年度も厳しい経営状況が続くことには変わりありませんが、計画入場者数1万2,000人を目標に社員、役員、株主全員が一丸となって集客に努力することが確認をされております。

また、只江川スポーツパークの所期の目的でありますスポーツ公園として子供から高齢者まで参加できるスポーツを行政、各種団体の協力、協賛を得まして開催することにより施設の有効利用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていく方策を見出していくとされております。

以上で報告は終わりますが、報告内容の詳細はお手元の議案書にて御確認をお願いをいたします。よろしくをお願いをいたします。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、報告第14号「債権の放棄について」報告を求めます。

○荒木安雄水道課長

報告第14号「債権の放棄について」御説明申し上げます。

白石町債権の管理に関する条例第17条第1項の規定により町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

債権の名称が水道料金でございます。白石町債権管理条例第17条1項1号時効満了に該当する者で2人、18万3,060円、同じく白石町債権管理条例第17条1項2号生活保護等に該当する者で1人、2万160円、合わせまして3人、20万3,220円を不納欠損するものでございます。

以上、債権の放棄について報告終わります。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすからは一般質問となっておりますので、よろしくお願いいいたします。

本日はこれで散会いたします。

14時15分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月17日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 川 崎 一 平

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭